

令和7年度第3回松本市上下水道事業経営審議会会議録 要旨

令和8年3月23日 午後1時30分
松本市上下水道局 第1会議室

1 議事

- (1) 下水道使用料について
- (2) その他

2 出席者

(1) 委員

会 長	山 沖 義 和
委 員	常 田 武 司
//	清 水 是 昭
//	市 東 一 也
//	岩 垂 学
//	木 村 郁 子
//	小 林 弘 也
//	藤 井 佳 子
//	大 野 美 里

(2) 事務局

上下水道局長	向 井 津 富
総務課長	小 野 真 一
営業課長	小岩井 淳
給排水設備担当課長	西 澤 弘
上水道課長代理出席	矢 口 健 治
下水道課長	清 沢 正 典
総務課総務担当係長	中 澤 史 郎
総務課総務担当	三 村 育 江
//	川 上 洋 平

3 会議録

(1) 下水道使用料について

事務局 資料により説明

会長 事務局からの説明のポイントを整理すると、下水道使用料の算定期間は令和10年度から令和13年度の4年間です。現行の使用料でも、4年間の最初の2年間は黒字ですが、後半の2年間は赤字となる見込みです。イラン情勢で原油価格の上昇も想定され、今後の状況は不透明です。来年度(今年)の夏頃、4年間の収支の見直しをしてもらいますが、状況によっては、後半2年間の赤字だけで済むのか気になるところです。

今回の使用料改定は、オプションが二つあります。一つ目は資産維持率です。資料11ページにあるように、現行の使用料では、資産維持率0.05パーセント相当を盛り込んでいることとなります。資産維持率を何パーセントにするかは、1パーセント、2パーセント、3パーセントという選択肢があり、0.5パーセント、1.5パーセントとする選択肢もあります。また、今回の検討では使用料を改定することが最も重要です。値上げをするのであれば使用者の皆さんに納得してもらうことが重要なので、今回は、資産維持率を盛り込まないという選択肢もあると思います。

二つ目のオプションは使用料体系の統一です。検討した結果、今回の改定では統一しないという選択肢、統一に向けて各地区の値上げ率を変えるという選択肢、検討したけれど統一は次回以降に見送るという選択肢があると思います。

今回の改定は、現時点から6年先を見越したときにどうするかということを検討していくこととなります。時間軸を整理すると、2年先からの4年間、今から4年先には赤字になりそうだという状況の中、4年間でプラスの2年間、マイナスの2年間となります。4年間全体で考えればイラン情勢を考えなければ一応プラスですが、値上げも選択肢として考えなければならないということとなります。オプションが二つあることを勘案すると、令和10年度からの4年間の算定期間のうち初年度から値上げするのか、1年程度後倒しにして値上げの時期を柔軟に考えるということもあり得ます。

値上げに当たっては、使用者の納得を得なければならないので、1年前には決めておかないといけないと思います。令和10年度からの改定であれば、審議会での検討期間が1年しかない中で、二つのオプションを検討できるのか、料金を統一するのであれば各地区で説明する機会を持てるのか。課題が山積している中で、時間が足りないかもしれません。4年間の算定期間中、最初の1年目は据置きにして、3年間で値上げするという方法もあるかもしれません。

会長 資料11ページの使用料算定経費の表の「2 資産維持率0.05%」の※印、4,600万円はどのように計算したのでしょうか。

事務局 資料11ページ「2 資産維持費別使用料対象経費」の表の使用料過不足額1億8,500万円を4で割って単年分とした金額です。

会長 使用料の改定を次の算定期間である令和13年度まで待つという選択肢もありますが、先送りにするほど改定率が大きくなるため若い世代に負の遺産を残すこととなります。それでいいとは言えません。今年4月の水道料金の改定を検討する際、ウクライナ情勢が水道事業の経営に大きな影響を与えたと記憶しています。委員、水道料金改定の議論をしていた当時の状況を振り返っていかがでしょうか。

委員 議論の途中まで、改定しなくてもよいかもしいという状況でしたが、急遽、改定しないと経営が厳しいという状況に変わったと記憶しています。

会長 世界情勢も読めない状況ですし、また、漏水などの事故が起こってからでは遅いと思いますので、令和10年度からの値上げを考えなければならないと思う一方で、丁寧な説明が必要だと思います。今後1年間で決めるのも大変だと思います。丁寧な説明をするのなら、初年度は据置き、残りの3年間で改定する。あるいは、算定期間の4年間で令和11年度からの4年間とすることもあってはならないでしょうか。改定までのスケジュールはどのように考えていますか。

事務局 令和10年度に改定するとなると、遅くとも改定の1年前の令和9年度市議会9月定例会で条例改正が必要です。9月に条例改正するのであれば、9年度当初までには審議会から答申をいただきたいと思っています。審議会で9年度当初に答申をいただくのであれば、令和8年度の審議会で3、4回議論していただきます。オプションの一つである使用料体系を統一するとなれば、各地区への説明が必要になり、説明会を実施するのであれば、令和8年度早々から議論を始めなければなりません。令和10年度当初からの改定は、かなりタイトなスケジュールになります。令和10年度の改定における算定期間を4年間として最初の1年は据置きにするのか、または、経営指標から見て経営状況が悪くない令和11年度から使用料を改定することとし、1年間の猶予期間の中で、使用料統一の検討ができれば、時間的な余裕は生まれますので、令和9年度の審議会でご議論いただき、令和8年度を検討のための準備期間に充てられると思います。

会長 下水道使用料はいつ以来の改定でしょうか。

事務局 下水道使用料は平成13年度以来の改定です。24年間改定されていません。

会長 丁寧な説明も重要かと思います。将来を見越すと、理想は令和10年度に改定ですが、日程的には令和11年度の改定が現実的ではないでしょうか。算定期間4年間の計算方法も、この先2年で考えていくことかと思います。算定期間の考え方については三つのオプションがあるかと思います。

委員 本当は値上げてほしくはないが、各地の水道管、下水道管の事故をニュースで見れば、値上げするのも致し方ないと思います。主婦としては、あらゆるものの物価があがっているから、1年据置きにしてもらった方がありがたいです。ごみ袋の値段も上がると聞いていますが、他のものは節約できても、水道やごみ袋などは節約できません。

委員 各地区で使用料体系が異なっていますが、水道料金は基本料金を20パーセント上げたから、同じように下水道使用料も基本料金を改定するとしたほうが説明しやすいと思うので、まずは料金体系の見直しが必要だと思います。安曇地区の使用料はどのようなになっているのでしょうか。

事務局 安曇地区の使用料は、上高地地区の使用料です。観光客が増えれば増えるほど増収となります。他地区とは状況が異なります。

会長 松本市の下水道使用料は、松本地区が特に安くなっています。統一するということは、松本地区を上げるということの意味するのではないのでしょうか。ただ、松本地区を一度に上げると、松本地区だけに負担がかかってしまいます。引き上げるときにどう工夫するか、1回で統一することは難しいかもしれません。段階的に統一するという方法もよいと思います。

改定内容を議論するときに我々の感覚が大事になると思います。どのくらいなら許容できるのかということだと思いますので、各委員からご意見をいただきたいと思っています。

委員 値上げをすることは、イコール、資産維持率を何パーセントにするかということでしょうか。

事務局 資産維持率を計上するしないにかかわらず、事業運営にかかる費用と使用料収入に不足が発生していれば、値上げしなければなりません。ただし、不足分を賄うだけでは、将来必要な投資額まで見据えた計算方法になっていません。投資に充てる原資を全て借金（企業債）に頼るわけにはいかないので、使用料収入から投資に充てる経費を得るために資産維持率を計上します。

委員 資料11ページの数字では、不足が1億8,500万円発生するということでしょうか。

事務局 現時点の見込みでは、1億8,500万円余の見込みです。

会長 簡単に言えば資産維持率1%ということは、100年で全ての資産を入れ替えられるということです。補てん可能額はプラスなので、いますぐ事業運営が困難になるということではありません。かなりの資産を有していますので、安定的に更新していくにはある程度の資産維持率を加味しないとイケません。ただ、資産維持率を積み積むほど使用料に跳ね返ることも考慮しなければなりません。資産を維持するための技術革新も進んでいて、費用がかからない工法を採用したり、管路の耐用年数も伸びていたりするので、資産維持率1パーセントは多いのかもしれない。

事務局 資産維持費については償却資産の残存簿価を基に計算しており、下水道事業は資産を多く有しているため、かなりの金額になります。資産維持のための建設改良費には国庫補助が充てられているので、事業費の半分は国からの補助金です。したがって、資産維持のための費用の全てを使用料で賄わなければならないという状況ではありません。資産維持率を何パーセントにするかは非常に難しいです。補てん可能額は、借金を増やせば補てん可能額も増えていきます。補てん可能額を消費すれば、借金が抑えられます。借金は、世代間公平をとるためにあえて借りるということもあります。資産維持率が増えれば、現在の使用者の負担は多くなります。将来世代と現在の使用者のそれぞれの負担を考慮して決めていくものだとは認識しています。

委員 令和10年度から令和13年度までの4年間でプラスになるということですが、4年間でゼロになるまで値上げを抑えるということもあり得るのでしょうか。

事務局 経営指標は単年で見ますが、使用料の算定期間は4年間の合計で見ます。4年間の合計で見ると今の使用料での収支見込みでは、令和10年度から13年度までの間は、プラスなので、4年間は改定しなくても大丈夫だという考え方もありますが、1億8,500万の余剰金は決して大きいわけではありません。令和14年度から令和17年度までの4年間では不足になります。令和10年度からの4年間では、改定を先送りすることは可能です。一方で、改定を遅らせるほど改定率が上がります。水道料金も早く改定すれば20パーセントにならなかつたかもしれません。早めに上げたほうが緩やかに改定することが可能です。自治体によっては、定期的に改定している自治体もあります。

委員 いずれにしても上げていかなければならないので、いつ上げるかということだと思います。

いますが、令和10年度は据置きにして11年度からにした方がよいのでしょうか。算定期間を4年間にしなければならないのでなければ、3年間でもいいのではないのでしょうか。

会長 水道料金の改定を振り返ると、公共料金は物価の優等生と言われるほど上がっていない状況で、値上げする環境になっていませんでした。経営が困難になるタイミングでやむを得ず上げることとなりましたが、水道料金の改定と同じ轍は踏みたくないと思っています。早めに上げていけば、改定率も抑えることもできたのではないのでしょうか。全体では20パーセントの改定率ですが、基本料金だけで見れば50パーセント上がっています。各地で事故が発生していて資産維持のための料金改定は、理解してもらえる環境にあると思います。

委員 井戸水の料金はどのように算定しているのでしょうか。

事務局 基本的には、下水道の使用量は水道のメーターで測った使用量を下水の使用量としています。井戸水の排水はメーターを付けて、量を測っているケースが大半ですが、メーターをつけられない場合は井戸水として認定しています。約300件、井戸水の区分の方がいます。

前回の審議会でご質問があった便器料金は、旧本郷村の浅間温泉地区で合併当時に水栓トイレのみ公共下水道に接続している使用者について、便器の種類と数で徴収しています。合併からの経過措置で今日まで継続しており、約30件、徴収しています。

会長 便器料金の世帯は、水道を使っていないのでしょうか。

事務局 水道を使っていてメーターも付いていますが、生活雑排水を下水につなげておらず、便器のみ公共下水につながっているため便器料金の区分で徴収しています。

建物の老朽化や高齢で水回りを改修できないなどの理由で便器料金の区分のままとなっています。

会長 今回の審議会の議論をまとめます。下水道使用料の改定は、将来に禍根を残さないよう、値上げの方向で考えていきたいと思います。25年ぶりの改定になるので拙速に改定するのではなく、令和11年度から改定すること、また、改定内容は、今後、事務局から提示される数字を見て検討していくこととします。①算定期間は「3年間」又は「最初の初年度だけ据置きにした4年間」にするか。②資産維持率をどうするか、適切な率を盛り込むか、場合によっては盛り込まないのか。③使用料体系の統一も検討します。

改定までの2年間で地元説明もやっていくというスケジュールになります。